

小松市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針

小 松 市

平成23年12月 1日制定

令和 6年 4月 1日改正

第 1 市内の建築物及び公共土木工事等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 目 的

木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果がある等、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、再生産可能な資源であり、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。その利用を住宅や公共建築物のみならず、中高層建築物を含めた建築物全体等において推進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備を促し、森林のもつ多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化に資するとともに、都市等における快適な生活空間の形成、脱炭素社会の実現にも貢献することが期待される。

本市では、平成17年度から小松地域産材利用促進事業により、県産材利用促進事業を行っており、小松地域産材利用促進事業補助金交付要綱に伴い、民間建築物への補助金交付を行ってきたところである。

平成22年10月1日には、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が施行され、国は、同法に基づき「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日 農林水産省、国土交通省告示第3号）」（以下「基本方針」）を策定し、自らが率先して公共建築物等における木材の利用の促進に努めてきた。

このような中、木材の利用は、森林資源の循環利用を通じて、脱炭素社会の実現に貢献すること、また、耐震性能や防火・耐火性能等の技術革新により木材利用の可能性が広がったこと等を背景に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が改正され、令和3年10月1日から、木材の利用促進の対象が、公共建築物から建築物全体に拡大された。

そのため市では、市内の建築物の整備及び公共土木工事の施工等に際し、県産材^{注1)}をはじめとする木材の更なる利用促進を図るため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、本方針を定める。

2 基本的事項

（1） 本方針における建築物とは、法第2条第1項で定める建築物である。

また、公共建築物とは、市、その他の地方公共団体若しくは、国又は、地方公共団体以外の者が整備する、法第2条第2項、法施行令（平成22年政令第203号）第1条及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）」第2の4（1）で定める建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

ア 地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所、老人ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

イ 国又は地方公共団体以外の者が整備するアに準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市県民に利用され、市県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（保育所、老人ホーム、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物が含まれる。

- （2）建築物を整備する者は、建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する建築物において積極的に地域産材^{注2}をはじめとする木材を利用することについて検討するよう努めるものとする。
- （3）公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において積極的に地域産材を利用するよう努めるものとする。なお、公共建築物を整備する者が市である場合は、第2の1に基づき、取り組むものとする。
- （4）林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあっては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。
- （5）木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての利用はもとより、建築材料以外の備品等各種製品の原材料としての利用に努めるものとする。
- （6）建築物の整備及び公共土木工事等において木材を使用する際は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨に従い、合法性等の証明された木材の利用に努めるものとする。

- (7) 市は、建築物における木材の利用が促進されるよう、国、県の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度^{注3)}の周知等に取り組むものとする。

第2 市が整備する公共建築物及び公共土木工事等における木材の利用の目標

1 市が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

- (1) 市が整備する公共建築物のうち、低層の建築物^{注4)}であり、建築基準法その他の法令等に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていないものについては、原則として全て木造^{注5)}とする。

また、市が整備する公共建築物のうち、低層の建築物でない建築物及び低層の建築物であり、建築基準法その他の法令等に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められているものについても、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造とする。

なお、その際、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

さらに、建物高さ（低層、高層）や構造（木造、非木造）等にかかわらず、内装等の木質化^{注6)}をするものとする。

なお、使用する木材は、求められる性能（強度等）等の条件により県産材の利用が不可能な場合を除き、原則として地域産材を利用するものとする。

- (2) 市が整備する公共建築物においては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図る。

また、整備計画・設計等の段階から、建設コスト、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても、十分検討する。

さらに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等を考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

- (3) 市が整備する公共建築物において調達する椅子、机、ロッカー、書棚等の備品等については、地域産材をはじめとする木材を原料とした物品の利用に努めるものとする。

- (4) 市が整備する公共建築物においては、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適正な維持管理の必要性を考慮しつつ、その推進に努めるものとする。

2 市が行う公共土木工事等における木材利用の推進

市が実施する公共土木工事等^{注7)}においては、自然環境や景観に配慮し、創意工夫のもと、間伐材をはじめとする木材を利用した工法の採用に努めるものとする。

ただし、木材の利用にあたっては、事業の内容や目的、施設の維持管理計画を考慮し、さらに所要の強度が要求される場合は、構造計算や安定計算等を行うなど、安全性などに十分配慮するものとする。

なお、使用する木材は、求められる性能（強度等）等の条件により県産材の利用が不可能な場合を除き、原則として地域産材を利用するものとする。

3 共通事項

市が実施する公共建築物の整備及び公共土木工事等に使用するために調達する木材のうち、「石川県グリーン購入調達方針^{注8)}」に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、グリーン購入調達方針に示された判断の基準を満たす木材とする。

第3 市内における建築用木材等の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 建築物及び公共土木工事等の用に供する木材の適切な供給の確保

- (1) 森林所有者、素材生産業者等林業従事者、木材製造業者、その他の木材の生産に携わる者は、相互に連携し、森林施業の集約化に取り組む。

また、林内路網整備、林業機械導入等の林業の生産性向上や、ストックポイントを活用した直送販売等の流通の合理化、低コスト木材製品の製造に取り組み、建築物の用に供する品質性能の確かな乾燥材や集成材等、公共土木工事等の用に供する間伐材等の安定供給に努めるものとする。

- (2) 市は、森林所有者や素材生産業者等林業従事者、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者が、相互に連携し、日本農林規格に適合する製品等の品質の確かな木材製品の効率的・安定的な供給を行おうとする行う場合、木材製品製造に資する施設・機械の整備等に対して、国の補助制度等を活用した支援に努めるものとする。

2 建築物及び公共土木工事等の用に供する木材の生産に関する技術の開発・普及

市及び木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、建築物や公共土木工事等の用に供する木材の品質・性能の向上や利用技術の開発及び普及に努めることとする。

第４ その他市内の建築物及び公共土木工事等における木材の利用の促進に関し必要な事項

１ 県等との連携

市は、国、県、建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者及び木材の利用に努める設計者等と相互に連携し、県産材をはじめとする木材の利用促進及び供給確保を図れるように努めるものとする。

２ 木材利用に対する市民理解の醸成の推進

市は、森林環境教育や木育等に加え、環境貢献度の「見える化」の取組を通じ、市内の森林資源を循環的に利用することの環境面からの意義や有効性、県産材をはじめとする木材を住環境に利用することによる健康面での利点等について、市民への普及啓発に努めるものとする。

３ 建築物及び公共土木工事等における県産材の利用促進体制の推進

- (１) 市は、林業・木材産業の活性化と健全な森林整備を推進するために建築物及び公共土木工事等における県産材の利用の促進を効果的に図っていくため、各部局間の円滑な連絡調整等を行うものとする。
- (２) 本方針に伴う木材利用施設管理者は、県産材利用促進についての理解をいただけるよう、普及促進ＰＲ（ＨＰ掲載、関連機関における連携）を行うこと。

４ 小松市の未来ある木材利用促進社会の形成

生産者、供給者、消費者の連携により木材利用の促進を図る。

- ・ 生産者－地元産材のブランド化（高付加価値化） → 生産収入増加
- ・ 供給者－加工業・流通業の活性化（木材利用の拡大） → 事業者収入増加
- ・ 消費者－林業雇用促進・市民の郷土を愛する心の形成 → 市全体収入増加

附 則

本方針は、平成２３年１２月 １日から適用する。

一部改正 令和６年２月〇日改正。

注1) 県産材

本方針では、石川県内で素材生産された丸太及び当該原木から加工生産された木材を指す。

注2) 地域産材

かが杉（FSC認証）を中心とした県産材

注3) 建築物木材利用促進協定制度

法第15条の規定に基づき、建築主等の事業者が、国又は地方公共団体と、建築物における木材の利用に関する構想や建築物における木材利用の促進に関する構想を盛り込んだ協定を締結することができる制度。

注4) 低層の建築物

高さ16m以下（建築基準法別表第一（い）欄（五）項又は（六）項に掲げる用途に供する特殊建築物（倉庫、自動車車庫等）にあつては、高さ13m以下）かつ地階を除く階数が3以下で延べ面積3,000㎡以下の建築物。

過去に整備した例として、周辺環境や目的に併せて木造化を推進

- ・公園施設（木場潟公園センター）
- ・保健休養林施設（憩いの森 管理棟等）
- ・環境PR施設（遊泉寺銅山公衆トイレ）

その他にも木造化が行いやすい施設

- ・公園、道路等の外構施設（四阿、パーゴラ、トイレ等）

注5) 原則として全て木造

この方針において、「木造」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

また、原則木造化の例外として、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、留置場等の刑事収容施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される建築物については例外とする。

ただし、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。

なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

注 6) 内装等の木質化

建築基準法その他の法令等に基づき、不燃材料など防火上支障のない仕上げ材が求められない建築物の外壁、内壁及び天井等の仕上げ材に木材を利用すること。

過去に整備した例として、

- ・道の駅こまつ木場潟、もくもく工房、せせらぎの郷施設等

注 7) 公共土木工事等

法面保護工、土留工、排水施設工、路面工（縁石工）、防護施設工、柵工、階段工、溪間工、筋工、床固工、谷止工、帯工、護岸工、積工、伏工、標識工等

注 8) 石川県グリーン購入調達方針

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年5月31日 法律第100号）に定める第10条第1項の規定に基づき、事業者としての石川県が率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めたもの。